

財政援助団体等監査結果報告

〔公益財団法人神戸市民文化振興財団〕

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

公益財団法人神戸市民文化振興財団（以下「財団」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成29年度執行の事務

2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

財団は、市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与することを目的として、昭和57年10月に財団法人神戸市民文化振興財団として設立され、平成24年4月に公益財団法人に移行した。

その後、平成28年4月に神戸市室内合奏団及び神戸市混声合唱団を運営育成して演奏活動等を行う公益財団法人神戸市演奏協会（平成6年11月設立）と合併している。

(2) 本市との関係

① 出捐

財団の基本財産は、2億1,691万円であり、本市は1億円（46.1%）を出捐している。

② 財政援助

ア 補助金

平成29年度は、神戸市民文化振興事業の補助金として2億9,281万円、神戸国際フルートコンクール事業の補助金として2,071万円、合わせて3億1,352万円の補助金を交付している。

③ 公の施設の指定管理

神戸文化ホール、神戸アートビレッジセンター、神戸市立区民センター（神戸市立東灘区民センター他5館）、神戸市立葺合文化センターの指定管理者として財団を指定している。

なお、平成28年度の包括外部監査において、勤労市民センター・区民センターの位置づけや講座事業のあり方を見直すべきとの指摘を受けたことにより施設のあり方について検討が必要となるため、神戸市立区民センター（以下「区民センター」という。）、神戸市立葺合文化センター（以下「葺合文化センター」という。）について、指定期間を平成30年度から2年間延長している。

ア 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第1表のとおりである。

	神戸文化ホール	神戸アートビレッジセンター	区民センター	葺合文化センター
指 定 期 間	平成29年度 ～ 平成33年度	平成29年度 ～ 平成32年度	平成26年度 ～ 平成29年度 次期(平成30年度 ～ 平成31年度)	平成28年度 ～ 平成29年度 次期(平成30年度 ～ 平成31年度)
指 定 管 理 料	147,048	134,500	308,302	24,000
(うち修繕費) ※1	(10,000)	(1,800)	(22,629)	(1,000)
(うち自主事業にかかる経費) ※2	(10,000)	(10,000)	—	—
(うち地域文化活性化事業費) ※3	—	—	(6,000)	(1,000)
利 用 料 金 収 入	213,768	18,273	171,554	12,333

※1 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

※2 自主事業に係る経費であり、年度終了後精算している。

※3 地域文化活性化事業に係る経費であり、年度終了後精算している。

イ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の総合評価(AAA, AA, A, B, Cの5段階評価)及び主な所見は第2表のとおりである。

第2表 総合評価及び主な所見

	神戸文化ホール	神戸アートビレッジセンター	区民センター	葺合文化センター
総合評価 ※	－ (非公募)	A	AA	AA
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況については、一部未達成があるが、達成部分が多い。 利用者数に対してアンケートの配布数・回収数が少ない。 文化条例もしくは文化基本計画を策定したうえで、神戸文化ホールと各区民センターの関係を整理してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況が悪化している。 情報コーナーの利用者が高い水準を維持しているが、もう少し使い方を工夫してほしい。 前回の指定管理者のやり方を追従するだけではなく、もっと若手芸術家への支援を行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況については、一部未達成があるが、達成部分が多い。 利用者数に対してアンケートの配布数・回収数が少ない。 神戸文化ホールと各区民センターの関係を整理してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況については、一部未達成があるが、達成部分が多い。 満足度調査の結果については、スタッフの対応が悪化している。

※ 総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、AAは、運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っているものであり、Aは、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされているものである。

④ 職員数

平成29年度末の職員数は85人であり、うち本市派遣職員は9人である。

(3) 事業の概要

財団及び主な事業所の所在地は、第3表のとおりである。

第3表 財団等の所在地

事業所	所在地	
財団（事務所）	中央区楠町4丁目2番2号	
指定 管 理 施 設	神戸文化ホール	中央区楠町4丁目2番2号
	（練習場）	中央区橋通3丁目4番3号
	神戸アートビレッジセンター	兵庫区新開地5丁目3番14号
	東灘区民センター	東灘区住吉東町5丁目1番16号
	葺合文化センター	中央区熊内橋通7丁目1番13号 神戸芸術センター6階
	（ホール）	中央区旗塚通4丁目4番1号
	生田文化会館	中央区中山手通6丁目1番40号
	北区民センター	北区鈴蘭台西町1丁目22番1号
	（ホール）	北区鈴蘭台西町1丁目26番1号
	北神区民センター	北区藤原台中町1丁目3番1号
須磨区民センター	須磨区中島町1丁目2番3号	
西区民センター	西区糞台5丁目6番地の1	

財団の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

① 文化振興事業

市民の文化活動の機会と場を創出することにより、市民参加型の文化活動の振興を図るとともに、神戸文化の向上のため、音楽・美術・演劇・文芸等、幅広い分野で芸術性の高い鑑賞型の事業を実施した。

② 演奏事業

市民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、本市における文化の発展に寄与することを目的とし、神戸市室内合奏団（平成30年4月より神戸市室内管弦楽団）及び神戸市混声合唱団を運営して演奏活動事業等を実施した。

③ 神戸文化ホール事業

指定管理者として神戸文化ホールの管理運営を行っており、本市の文化拠点として、内外の優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供、市民と連携した舞台公演の制作、ワークショップやセミナーの開催など、市民文化の振興を図る事業を展開した。

④ 神戸アートビレッジセンター事業

平成29年度より指定管理者として管理運営を始め、「芸術家が住み、育つまち」「幅広い文化・芸術のあるまち」の実現に向け、若手芸術家の育成や新しい芸術文化活動にチャレンジするアートセンターとして、演劇・舞踊・美術・映像等の事業を展開した。

⑤ 区民センター事業

指定管理者として、区民センター及び葺合文化センターの管理運営を行っており、開館日・時間の拡大や無料のインターネット接続サービスの提供等、サービス向上に努めた。

また、自主事業として、生涯学習の場となる各種講座を実施するほか、市民の身近な芸術鑑賞や発表の機会となる地域連携事業として、コンサートや地域住民参加型のイベント、神戸文化ホールとの連携事業「神戸市民の第九」などを実施した。

⑥ 文化振興に関する情報の発信事業

本市内及び近隣都市を含めた文化事業に関する月刊誌「KOBE C 情報」等や神戸文化ホールの自主事業や催物、神戸市室内合奏団・神戸市混声合唱団の活動内容を案内する広報誌「ほーるめいと」を発行し、公共交通機関の各駅や、区民センター・区役所等で配布した。

さらに、神戸アートビレッジセンター（KAVC）で開催される催物をまとめた「マンスリーニュース」や、KAVC 主催事業や新開地周辺の情報を掲載した広報誌「アートビレッジボイス」を発行し、関係各所や全国美術館・劇場・映画館などに頒布した。

その他、ホームページやフェイスブック・ツイッターなどを活用した情報発信に取り組んだ。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目		平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
生活文化活動・芸術文化活動の振興	回数	76回	99回	△23回	△23.2
文化振興事業	入場者数	56,296人	48,661人	7,635人	15.7
演 奏 事 業	回数	29回	20回	9回	45.0
神戸市室内合奏団	公演者数	7,327人	6,491人	836人	12.9
自主公演	公演者数	23回	25回	△2回	△8.0
依 頼 公 演	公演者数	7,766人	7,054人	712人	10.1
神戸市混声合唱団	公演者数	22回	17回	5回	29.4
自主公演	公演者数	5,474人	5,645人	△171人	△3.0
依 頼 公 演	公演者数	51回	47回	4回	8.5
室内合奏団・混声合唱団合同公演	公演者数	24,393人	17,345人	7,048人	40.6
自主公演	公演者数	14回	4回	10回	250.0
依 頼 公 演	公演者数	5,586人	4,357人	1,229人	28.2
神戸文化ホール事業	公演者数	9回	8回	1回	12.5
自主事業	公演者数	2,357人	1,445人	912人	63.1
神戸アートビレッジセンター事業	公演者数	66事業	68事業	△2事業	△4.4
自主事業	公演者数	119回	130回	△11回	△8.5
区民センター事業	公演者数	72,475人	66,485人	5,990人	9.0
自主事業	公演者数	130事業	166事業	△36事業	△21.7
講座事業	公演者数	751回	1,053回	△302回	△28.7
自主事業	公演者数	16,755人	38,783人	△22,028人	△56.8
文化振興に関する情報の発信事業	公演者数	154事業	175事業	△21事業	△12.0
文化情報誌の発行	公演者数	50,736人	56,668人	△5,932人	△10.5
K O B E C 情報	公演者数	1,517講座	1,437講座	80講座	5.6
ほーるめい	公演者数	25,269人	24,817人	452人	1.8
神戸アートビレッジセンターからの情報発信	公演者数	50,000部/月	50,000部/月	0部/月	0.0
マンスリーニュース	公演者数	22,000部/月	18,000部/月	4,000部/月	22.2
ART VILLAGE VOICE	公演者数	300部/月	500部/月	△200部/月	△40.0
インターネットによる情報発信	公演者数	10,000部/季刊	9,000部/季刊	1,000部/季刊	11.1
ホームページ訪問者数	公演者数	月平均209,537人	—	—	—
Facebook フォロワー数	公演者数	1,975人	—	—	—
Twitter フォロワー数	公演者数	1,643人	—	—	—
各施設の利用状況	公演者数	4,001件	4,061件	△60件	△1.5
神戸文化ホール	公演者数	550,614人	563,627人	△13,013人	△2.3
大ホール	公演者数	298件	296件	2件	0.7
中ホール	公演者数	358,792人	369,783人	△10,991人	△3.0
練習場	公演者数	267件	298件	△31件	△10.4
神戸アートビレッジセンター	公演者数	130,062人	133,564人	△3,502人	△2.6
区民センター	公演者数	3,436件	3,467件	△31件	△0.9
東灘区民センター	公演者数	61,760人	60,280人	1,480人	2.5
葺合文化センター	公演者数	4,274件	4,894件	△620件	△12.7
生田文化会館	公演者数	162,791人	180,450人	△17,659人	△9.8
北区民センター	公演者数	45,899件	47,174件	△1,275件	△2.7
北神区民センター	公演者数	1,360,611人	1,302,945人	57,666人	4.4
須磨区民センター	公演者数	7,617件	8,320件	△703件	△8.4
西区民センター	公演者数	403,009人	333,411人	69,598人	20.9
神戸文化ホール	公演者数	2,989件	2,847件	142件	5.0
大ホール	公演者数	72,992人	67,217人	5,775人	8.6
中ホール	公演者数	6,572件	6,735件	△163件	△2.4
練習場	公演者数	142,684人	159,100人	△16,416人	△10.3
神戸アートビレッジセンター	公演者数	7,213件	7,178件	35件	0.5
区民センター	公演者数	218,644人	239,898人	△21,254人	△8.9
東灘区民センター	公演者数	6,984件	7,025件	△41件	△0.6
葺合文化センター	公演者数	148,235人	130,444人	17,791人	13.6
生田文化会館	公演者数	5,281件	5,440件	△159件	△2.9
北区民センター	公演者数	109,351人	107,310人	2,041人	1.9
北神区民センター	公演者数	9,243件	9,629件	△386件	△4.0
須磨区民センター	公演者数	265,696人	265,565人	131人	0.0
西区民センター	公演者数	—	—	—	—

備考：1 神戸アートビレッジセンターの平成28年度業務量は前指定管理者の実績である。

2 ホームページ訪問者数、Facebook・Twitterフォロワー数は平成29年度より把握している。

(4) 経営状況及び財政状態

財団の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第5表 比較正味財産増減計算書（総括表）

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成29年度		平成28年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 一般正味財産増減の部						
【 経 常 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 収 益 (a)	1,978,461	100.0	1,899,286	100.0	79,174	4.2
① 基 本 財 産 運 用 収 益	1,206	0.1	1,693	0.1	△ 486	△ 28.7
② 文 化 事 業 収 益	538,182	27.2	493,139	26.0	45,043	9.1
③ 文 化 施 設 等 運 営 収 益	191	0.0	258	0.0	△ 67	△ 26.0
④ 管 理 受 託 収 益	676,268	34.2	700,562	36.9	△ 24,294	△ 3.5
⑤ 施 設 利 用 料 金 収 益	415,930	21.0	366,638	19.3	49,292	13.4
⑥ 受 取 補 助 金 等 (うち神戸市補助金)	344,308 (313,527)	17.4 (15.8)	335,926 (315,174)	17.7 (16.6)	8,382 (△1,647)	2.5 (△0.5)
⑦ 受 取 寄 付 金	2,240	0.1	300	0.0	1,940	646.7
⑧ 受 取 利 息	0	0.0	1	0.0	△ 1	△ 58.0
⑨ 雑 収 益	133	0.0	767	0.0	△ 634	△ 82.6
(2) 経 常 費 用 (b)	2,000,174	100.0	1,950,011	100.0	50,163	2.6
① 事 業 費	1,935,277	96.8	1,885,618	96.7	49,659	2.6
文化振興事業	162,575	8.1	144,236	7.4	18,338	12.7
演奏事業	249,107	12.5	249,846	12.8	△ 738	△ 0.3
神戸文化ホール事業	448,026	22.4	588,543	30.2	△ 140,516	△ 23.9
神戸アートビレッジセンター事業	166,253	8.3	—	—	166,253	皆増
区民センター事業	909,314	45.5	902,991	46.3	6,322	0.7
② 管 理 費	64,897	3.2	64,393	3.3	504	0.8
当期経常増減額 (A = a - b)	△ 21,713	—	△ 50,724	—	29,011	—
【 経 常 外 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 外 収 益 (c)	—	—	—	—	—	—
(2) 経 常 外 費 用 (d)	—	—	—	—	—	—
当期経常外増減額 (B = c - d)	—	—	—	—	0	—
法人税，住民税及び事業税 (C)	2,070	—	272	—	1,798	661.1
当期一般正味財産増減額 (D = A + B - C)	△ 23,783	—	△ 50,996	—	27,212	—
一般正味財産期首残高 (E)	55,536	—	57,890	—	△ 2,354	△ 4.1
合併に伴う正味財産の増減 (F)	—	—	48,641	—	△ 48,641	—
一般正味財産期末残高 (G = D + E + F)	31,752	—	55,536	—	△ 23,783	△ 42.8
II 指定正味財産増減の部						
指定正味財産期首残高 (H)	200,000	—	100,000	—	100,000	100.0
合併に伴う指定正味財産の増減額 (I)	—	—	100,000	—	△ 100,000	—
指定正味財産期末残高 (J = H + I)	200,000	—	200,000	—	0	0.0
III 正味財産期末残高 (K = G + J)	231,752	—	255,536	—	△ 23,783	△ 9.3

備考：平成29年度から指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営を開始している。

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第6表 比較貸借対照表（総括表）

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成29年度末		平成28年度末		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率		
資 産	634,427	100.0	796,032	100.0	△ 161,604	△ 20.3
I 流 動 資 産	388,627	61.3	552,646	69.4	△ 164,019	△ 29.7
1 現 金	3,068	0.5	1,668	0.2	1,399	83.9
2 預 金	262,457	41.4	299,015	37.6	△ 36,558	△ 12.2
3 未 収 金	118,555	18.7	243,025	30.5	△ 124,469	△ 51.2
4 前 払 金	4,531	0.7	8,937	1.1	△ 4,405	△ 49.3
5 預 け 金	14	0.0	—	—	14	皆増
II 固 定 資 産	245,800	38.7	243,385	30.6	2,415	1.0
1 基 本 財 産	216,910	34.2	216,910	27.2	0	0.0
投 資 有 価 証 券	216,910	34.2	216,910	27.2	0	0.0
2 特 定 資 産	—	—	—	—	0	0.0
3 そ の 他 固 定 資 産	28,890	4.6	26,475	3.3	2,415	9.1
什 器 備 品	10,444	1.6	12,664	1.6	△ 2,219	△ 17.5
保 証 金	18,445	2.9	13,810	1.7	4,635	33.6
負 債 及 び 正 味 財 産	634,427	100.0	796,032	100.0	△ 161,604	△ 20.3
負 債	402,674	63.5	540,495	67.9	△ 137,821	△ 25.5
I 流 動 負 債	401,505	63.3	539,760	67.8	△ 138,254	△ 25.6
1 未 払 金	196,116	30.9	335,384	42.1	△ 139,268	△ 41.5
2 前 受 金	196,069	30.9	194,050	24.4	2,018	1.0
3 預 り 金	5,486	0.9	7,936	1.0	△ 2,449	△ 30.9
4 賞 与 引 当 金	3,832	0.6	2,388	0.3	1,444	60.5
II 固 定 負 債	1,169	0.2	735	0.1	433	59.0
1 退 職 給 付 引 当 金	1,169	0.2	735	0.1	433	59.0
正 味 財 産	231,752	36.5	255,536	32.1	△ 23,783	△ 9.3
I 指 定 正 味 財 産	200,000	31.5	200,000	25.1	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(200,000)	(31.5)	(200,000)	(25.1)	(0)	(0.0)
II 一 般 正 味 財 産	31,752	5.0	55,536	7.0	△ 23,783	△ 42.8
(うち基本財産への充当額)	(16,910)	(2.7)	(16,910)	(2.1)	(0)	(0.0)

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第90条第5項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第7表のとおりである。

第7表 業務の適正を確保するための取組状況

項目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・コンプライアンス規程及び規程実施要領	平成24年4月施行
	・内部通報等取扱要綱	平成24年4月施行 平成25年4月最終改訂
	・会計監査人による監査	年1回6月に実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年1回実施
	・総務部におけるコンプライアンスの取組	異例事態においては、弁護士相談や各セクションと連携し、対応している。
	・専門家への相談	顧問社労士及び公認会計士には随時相談を行っているほか、弁護士のリーガルチェックも必要の都度行っている。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	毎年1回 全所属職員（シルバー等も含む）において研修を実施。 また、適宜、資料回覧を実施した。
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	平成24年4月施行 平成29年4月最終改正
	・情報公開要綱	平成24年4月施行
	・個人情報保護規程及び規程運用要綱	平成24年4月施行
	・情報セキュリティポリシー及びセキュリティ対策	平成24年4月施行 平成25年4月最終改正
	・情報セキュリティ研修	平成29年度は平成29年9月に実施済
損失の危険の管理	・保安管理について	個別契約での対応。研修も必要の都度行っている。
	・緊急計画（消火救難・救急医療活動計画）	平成29年最終改正
	・情報安全性向上のため会計ソフト専用サーバー導入	平成18年4月導入
	・情報セキュリティポリシー及びセキュリティ対策	平成24年4月施行 平成25年4月最終改正
	・情報セキュリティ研修	平成29年度は平成29年9月に実施済
効率性	・中期経営計画2021	平成29年3月に5か年計画（平成29～33年度）を策定。平成28年度第37回理事会にて報告している。
	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。事業執行については、各部作成の「年度事業計画」にもとづき、期初・期中（9月～10月）・期末に理事に説明。予算執行管理は、9月、12月、3月の理事会で決算見込みを報告している。
	・組織規程	平成24年4月施行 平成30年4月最終改正
	・専決規程	平成24年4月施行 平成30年4月最終改正
	・会計規程	平成24年4月施行 平成30年4月最終改正

5 監査の結果

財団は、平成 29～33 年度を対象期間とした「中期経営計画 2021」において「文化創生都市の実現に貢献する」ことを財団の基本理念と定め、文化施設の運営者として、芸術文化の創造・発信、普及啓発、専門人材の確保・養成、市民の文化活動支援、及び経営の安定化に取り組んでいる。

平成29年度は、第9回神戸国際フルートコンクールを核とする神戸国際フルート音楽祭が開催され、また港都KOBÉ芸術祭を筆頭に神戸開港150年記念事業が展開されるなど、本市内で大規模な文化事業が数多く実施される中、財団においても、神戸アートビレッジセンターの指定管理業務を開始したほか、単独事業者として神戸文化ホールの指定管理業務を行う第4期指定管理期間がスタートするなど、事業環境にも大きな変化があったが、主要事業である文化振興事業、演奏事業、神戸文化ホール事業、神戸アートビレッジセンター事業、区民センター事業の各事業について、市民や経済界等と幅広く連携し、着実に取り組んだ。

監査の結果、事業面では、文化振興事業、演奏事業、神戸文化ホール等の事業、文化振興に関する情報の発信事業など、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業についても、神戸市市民文化振興事業、神戸国際フルートコンクール事業に係る補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

また、公の施設の指定管理運営においては、条例・指定管理者協定書に従っておおむね適正に管理運営が行われているものと認められたが、指摘事項及び意見に掲げた事項については留意されたい。

財団の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 経営に関する事項について（第 5 表参照）

平成 29 年度の経常収益は 19 億 7,846 万円、経常費用は 20 億 17 万円で、当期経常増減額△2,171 万円から、法人税、住民税及び事業税を差し引いた当期一般正味財産増減額は△2,378 万円となっている。

経常収益は前年度に比べ 7,917 万円（4.2%）増加し、また、経常費用も前年度に比べ 5,016 万円（2.6%）増加しているが、これは主として、当年度より指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営を開始したことによる。

当期経常増減額は、経常収益の増加が経常費用の増加を上回っていることから、前年度に比べ 2,901 万円改善したほか、当期一般正味財産増減額も、前年度に比べ 2,721 万円改善したが、前年度に引き続き対前年度比減となっている。

財団にとって、事業を確実に実施していくためには経営の安定が必須である。「中期経営計画 2021」でも掲げられているとおり、これまで以上に事業収入の確保と経費の見直しにより、経営基盤の強化を図られたい。

(2) 財務に関する事項について（第6表参照）

当年度末の資産は6億3,442万円で、前年度末に比べ1億6,160万円（20.3%）減少している。負債は4億267万円で、前年度末に比べ1億3,782万円（25.5%）減少している。正味財産は2億3,175万円で、前年度末に比べ2,378万円（9.3%）減少している。

また、前年度末は流動資産が流動負債を上回っていたが、当年度末は修繕負担金協定に係る業務の未収金の減等により流動負債が流動資産を上回っている。未収金の多くが本市からの補助金や委託料に係るものであり、資金調達の目処は立っていると思われるが、民間企業等への支払いが遅れないよう未収金の早期回収に努められたい。

(3) 指摘事項

① 会計に関する事務

ア 会計規程の変更を行うべきもの

公益法人会計基準の貸借対照表では、固定資産に「特定資産」の区分があり、財団の貸借対照表の固定資産にも「特定資産」の区分がある。一方、財団の会計規程では、固定資産は「基本財産」と「その他の固定資産」とするとしており、「特定資産」についての記載がなく、会計規程と貸借対照表の間に齟齬が生じている。

公益法人会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。

イ 年度区分に応じた会計年度とするべきもの

財団の会計規程では、会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とするとしているが、平成30年度に納品・履行された備品や業務に係る経費について平成29年度予算で執行していた事例や、逆に、平成29年度に履行された業務について平成30年度予算を執行していた事例があった。

（平成29年度の納品について、平成30年度予算を執行していた事例）

所属	項目	支出額	納品日
管理部	神戸新聞広告掲載料	108,000円	H30.3.31

（平成30年度の納品について、平成29年度予算を執行していた事例）

所属	項目	支出額	納品日
神戸アートビレッジセンター	デジタル一眼レフカメラ	119,070円	H30.4.6 ※
	広角レンズ・マウントアダプター	43,092円	H30.4.9 ※
管理部	お客様アンケート入力及び集計業務	198,180円	H30.4.10

※ 備品管理簿の日付欄には、平成30年3月31日と記載していた。

出納の年度区分は、当該物品を出納した日の属する年度とするべきである。

また、備品を取得した場合は、取得した日を備品管理簿に記載するべきである。

ウ 前渡金を適正に精算すべきもの

前渡金の精算において、財団の会計規程に定められた前渡金管理者の決裁が得られていない事例が複数あった。

(事例)

所属	項目		前渡金	内容
			精算額	
葺合文化センター	ワークショップ チャレンジいけばな	弁当・お茶代	2,000 円	精算報告書に前渡金管理者の印がない(担当者印のみ)
			1,570 円	
		材料・装飾品代	3,000 円	同上
			2,090 円	
須磨区民センター	第4回 須磨区民寄席	出演者謝金 (預り金除く)	250,000 円	精算報告書を前渡金管理者(須磨区民センター館長)以外の所属(総務部区民センター事業課)で作成
			250,000 円	

前渡金は、会計規程の規定に基づき、適正に精算すべきである。

② 契約に関する事務

ア 決裁区分に応じた決裁を受けるべきもの

財団においては、決裁の区分及び手続きに関し、専決規程を定めている。しかしながら、契約締結その他の決議において、必要な決裁が得られていない事例が多数あった。

専決区分に応じた決裁を受けるべきである。

イ 契約等の変更に係る決裁を受けるべきもの

財団の専決規程によると、事案の決定は、文書による決裁により行うこととされている。

しかしながら、財団では、契約内容の変更に関しては、当初契約の決裁文書に変更内容を書き込んだうえ、特に決裁を受けることなく変更契約書を作成し、代表者印を押印しているものが多数あった。

契約内容を変更する場合は、専決規程に基づき、変更案に係る決裁を受けるべきである。

③ 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの

ア 市長の承認を得るべきもの

財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書では、指定管理者に当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させるとし、利用料金は、条例に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て、告示されることとなっているが、財団が市長の承認を得ることなく、利用料金を定めていない設備(ロッカー)の使用を許可し、利用者から他施設に準拠した料金を徴収していた事例があった。

(事例) 葺合文化センター貸ロッカー

- | | |
|-------|---|
| ・設置日 | 平成 29 年 7 月 1 日 |
| ・利用料金 | 午前・午後・夜間 各 100 円/1 回, 1 泊 200 円/1 回, 月額 500 円 |

財団は、条例の定め等のない設備の利用に関して料金を徴収する場合には、事前に本市に協議し、市長の承認を得るべきである。

イ 市長の承認内容どおりに処理すべきもの

指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除することができるが、市長の承認を得た内容と異なる利用料金の免除をしている事例があった。

(事例) 北神区民センター駐車場利用料金

条例の規定	1台30分につき 1日1台当たりの上限額	100円 1,000円
市長の承認を得た減免内容	・センター利用者 ・2時間を超える講座の受講者	当初の2時間免除 当初の3時間免除
実際の減免内容	1日1台当たりの上限額 ・センター利用者 ・2時間を超える講座の受講者	2時間(400円)分を免除した600円 3時間(600円)分を免除した400円

財団は、減免内容が市長の承認を得た内容と齟齬がないようにするべきである。

ウ 指定管理業務の履行保証に係る処理を行うべきもの

財団は、平成30年4月より平成32年3月までの期間において、前期に引き続き区民センター、及び葺合文化センターの指定管理者となっている。

当該指定管理業務に係る財団と本市との協定書は締結されているが、同協定書第9条第1項の規定による履行保証金(区民センター9,308,160円、葺合文化センター722,670円)については、監査日(平成30年10月26日)現在、納付されておらず、本市を被保険者とする保証金相当額の履行保証保険契約も締結されていなかった。

また、平成30年3月に終了した指定管理期間に係る当該保証金の返還についても、監査日までに行われていなかった。

財団は、指定管理者として、協定内容に基づく適正な対応を取るべきである。

本市所管局は、早々に返金を行い、かつ、必要な納入確認と対応を取るべきである。

(参考) 区民センター指定管理者協定書(平成30年3月31日締結)

※葺合文化センターの指定管理者協定書にも同様の規定あり

(履行保証)

第9条 乙(指定管理者)はこの協定の締結と同時に、甲(本市)に対し、9,308,160円の保証金を納付するものとする。ただし、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とする保証金相当額の履行保証保険契約を締結し、その証書を甲に提出したときは、この限りではない。

2 甲は、第4条に規定する指定期間終了後、必要な場合には第25条に規定する原状回復終了後に、乙の請求に基づき、前項の定めにより納付された保証金を返還するものとする。(以下<略>)

3 <略>

エ 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの

指定管理者協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は本市の書面による事前承諾を受け、当該契約書の写しその他の資料を本市に提出しなければならないこととされている。

財団は、施設管理運営等の指定管理業務を行い、このうち舞台運営等業務、清掃業務、昇降機保全業務など一部の業務は、それぞれ委託又は請負契約を締結して業者に発注しており、本市に対して一部届け出ている事例もあったが、契約書の写し等の提出は確認できなかった。

また、当該委託又は請負契約に係る事前の本市の承諾がされていないままの事例もあった。

財団は、指定管理者協定書に基づいて適正な事務処理を行うべきである。

また、本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者である財団を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。

オ 仕様以外の方法で業務を行う場合に、事前に市の承認を得るべきもの

仕様書に記載のある作業について、必要がない状況であるとして、本市の承認を得ることなく、当該作業をしていなかった事例があった。

(事例) 神戸文化ホール屋上庭園植栽管理業務

・ 樹木及び芝生の施肥作業	2回	2～6月
・ 樹木の消毒作業	1回	5月

仕様書以外の方法で業務を行う場合は、本市に事前に承認を得るべきである。

④ 財産に関する事務

ア 備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 備品の所有者を明確に区分するべきもの

財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者は、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、財団が指定管理者となっている施設において、財団所有の備品について、本市の物品管理簿（備品管理簿）に記載していた事例があった。

さらに、指定管理施設で作成された備品管理簿を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が明確に区分されていないものがあった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。

財団は、協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。

本市所管局は、適正に備品を管理するよう財団を指導するべきである。

(イ) 物品管理簿を正しく作成し、本市へ報告するべきもの

財団が指定管理者となっている施設の指定管理者協定書においては、備品等の保守管理について、指定期間内に指定管理者が指定管理料により購入した備品は本市の所有となるほか、指定管理者は、指定管理者が管理する、本市の所有に属する備品については、本市物品会計規則及び関係例規に基づいて、施設の運営に支障をきたさないよう管理等を行い、本市が定める物品管理簿（備品管理簿）を備え、備品の購入及び廃棄等の異動や、破損、不具合が発生した時は、速やかに本市に報告しなければならないこととなっている。

しかし、財団は備品管理簿を作成していたが、平成 29 年度に購入した備品を確認したところ、下記のとおり一部記載がないもの、購入及び廃棄等の異動について本市への報告が行われていないものがあった。

その中には、故障し、修理不能となった本市の備品の代替の備品を購入する際、「取替修繕」として修繕費で執行し、指定管理料の修繕費に算入され精算されていた事例もあった。

(事例) 備品購入において本市備品管理簿への記載及び本市への報告がなかったもの

所属	項目	支出額
管理部（神戸文化ホール）	冷蔵庫更新	27,103 円 ※
生田文化会館	体育室用バレーネット	23,328 円
	大ホール用ワイヤレスマイク	75,164 円
北区民センター	電子ピアノ取替修繕	152,280 円
西区民センター	ピアノ用インシュレーター	97,200 円 ※
	卓球台交換修繕	92,000 円

※指定管理費の修繕費で購入し、精算の対象とされていたもの

財団は、本市の備品購入については、修繕ではなく備品購入の手続きとして行うとともに、適正な会計処理、備品管理、必要な報告を行うべきである。

本市所管局は、修繕費の執行及び備品の管理につき必要な確認を行うとともに、備品の購入の際に確実に備品管理簿に記載することにより適正に備品を管理し、備品の異動について定期的に本市へ報告を行うよう、指定管理者を指導するべきである。

⑤ 規程等の徹底

財団は、平成 24 年度より公益財団法人に移行し、会計処理についても公益法人会計基準に基づいた処理を行っているが、今回の監査において規程や会計処理に関する指摘事項があった。

当年度より指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営も開始するなど組織の変更もあったことから、規程等の必要な見直しを行ったうえ、文書・会計事務等における相談支援体制を整備して徹底を図るべきである。

(4) 意見

① 規程の整備について

ア 専決規程の見直しについて

財団の専決規程別表第2には契約の変更に關する専決区分の規定がなく、他にも専務理事不在時の取り扱いや、労働者派遣契約、定例的支出などで専決区分の規定がなく、決裁区分が明確でないまま決裁が行われており、同種の決裁でも決裁区分にばらつきがあった。

専決規程に必要な規定を加えるなど、規定内容の見直しを検討されたい。

イ 小口現金取り扱い要領の改正等について

財団では、事務効率化のため、会計規程第22条で小口現金を設けており、小口現金の定額(限度額)、支払対象、事務処理については「小口現金取り扱い要領」で必要な規定を定めて管理しているが、上記規定に合致しない事例があった。

(事例)

- ・事業部演奏課 定額 100,000 円(合併前の公益財団法人神戸市演奏協会の額と同額)

(参考) 小口現金取り扱い要領(平成17年4月1日総務部長決定、平成29年4月1日最終改正)

第2 定額前渡制度

- 3 神戸アートビレッジセンター及び区民センターは定額 100,000 円、その他の所属は定額 50,000 円とする。

「小口現金取り扱い要領」については、財団の現体制に対応した改正等により、限度額以外の規定内容も含めて、会計規程に適合した事務になるよう検討されたい。

② 現金の管理について

財団が指定管理者となっている区民センターや葺合文化センターでは、貸館事業、随時講座による収入のほか、コピーサービスの提供、附属設備であるロッカー使用料や自主事業にかかるチケット販売等による収入がある。

収入の額については、次のような事例があった。

(事例)

- ・コピーサービスの提供による収入、ロッカー使用料について1か月保管してから金融機関へ入金(当該1か月の収入を翌月初日にまとめて入金)している事例
- ・チケット販売による収入について、前売り販売当初から上演当日の販売にかかるすべての販売総額を1ヶ月以上にわたって現金で保管し、まとめて入金している事例

チケット類については区分したうえで入金しているとのことであるが、結果的にセンター等で保管する現金が多額になる場合もあると考えられる。現金事故とならないよう、センター等における統一的な現金保管期間をマニュアル等で定めたい。可能なものは早々に金融機関に預金することを検討されたい。

③ 指定管理業務に係る修繕等について

ア 修繕費等の精算項目について

財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。

財団は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致しないと考えられる事例が含まれていた。

(主な事例)

施設名	件名	経費
神戸文化ホール	冷蔵庫更新	27,103 円
生田文化会館	敷地内樹木の剪定	367,200 円
西区民センター	ピアノ用インシュレーター	97,200 円

本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえ、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう財団を指導されたい。

イ 修繕工事の請負業者決定について

財団では協定書に基づき指定管理施設の修繕を行っているが、財団の契約規則では 250 万円を超えない工事又は製造の請負契約は随意契約の方法により契約を締結できるとされている。

しかし、平成 29 年度の指定管理施設における契約金額 250 万円を超える修繕工事（別途修繕協定による実施分を含む）については、財団では、いずれも入札による請負業者の決定は行われず、競争見積合わせを実施して、随意契約により請負業者を決定していた。

(事例)

施設名	年度	件名	契約金額
神戸文化ホール	H29	電気設備更新改修	3,844,800 円
神戸アートビレッジセンター	H29	給水ポンプ補修	3,296,160 円

※平成 28 年度には、神戸文化ホールについて同種協定を締結したうえ、屋上防水改修工事（当初契約金額 59,400,000 円、契約変更により 61,128,000 円）他 9 件の 250 万円を超える修繕工事を発注している。

契約規則の規定によると、上記事例においては、理事長が財団の事業運営上必要があると認めるときを除き、随意契約で請負業者を決定することはできないと考えられるが、契約決裁文書には随意契約とした理由等は記載されていなかった。

財団は、随意契約を締結する場合は、契約規則の規定の適用内容を明確にされたい。

本市所管局は、これら修繕工事の実施方法について検討されたい。

凡 例

- 1 文中、及び表中で用いる数値は、原則として単位表示の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。